

「知って得する相続対策」

～ 相続が大きく変わった～

令和元年11月7日(木)

 黒永会計事務所
税理士 黒永哲至

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-21-21

西新宿成和ビル3F

TEL 03-3363-0118

FAX 03-3363-0366

<http://www.kuronaga-ac.net/>

< PART I > 40年ぶりの民法改正

《1》 配偶者居住権とは

2020.4.1 施行

「相続」における一般的なケース
相続財産

〔 自宅(持ち家)
預貯金



妻が自宅に住み続けるので、自宅を相続
預貯金の多くは、子供が相続



妻の老後資金がない

<改正>

自宅を「配偶者居住権」と「所有権」とに分ける



妻(配偶者)は 住む権利(配偶者居住権)と
預貯金(老後資金)を相続できる

<モデルケース>

相続人

遺産

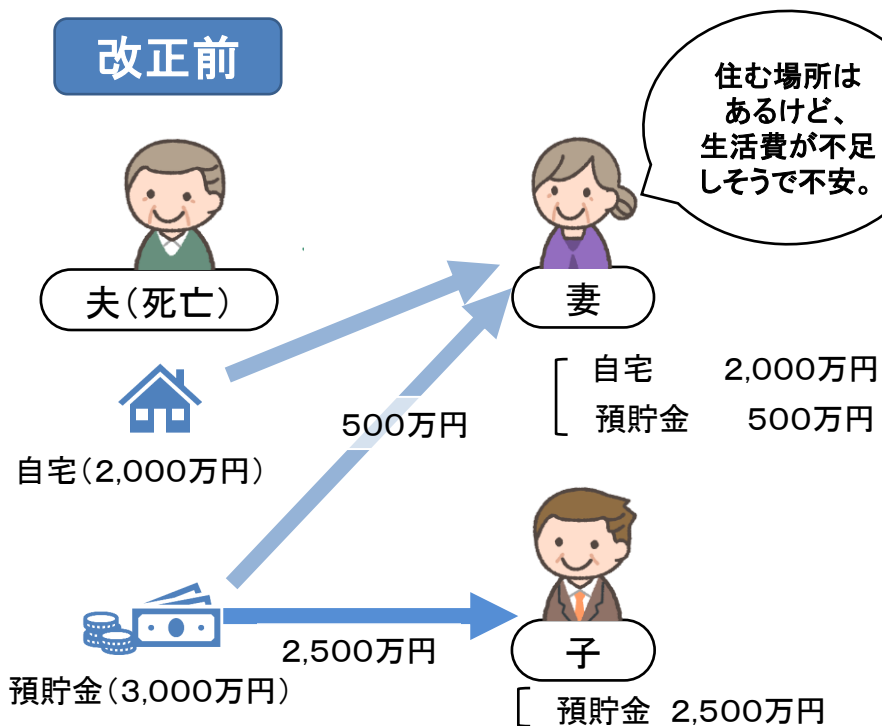
妻と子

自宅2,000万 預金3,000万

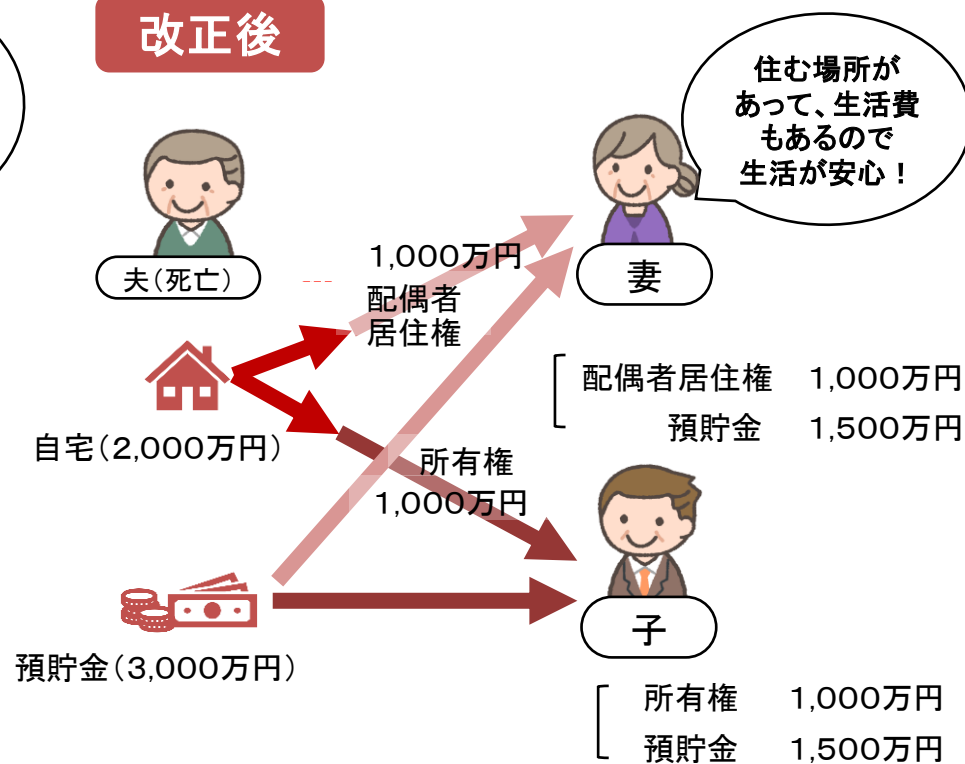


妻と子の相続分 = 1 : 1 (妻2,500万円 子2,500万円)

改正前



改正後



《2》 結婚20年以上の配偶者の権利拡大 2019.7.1施行

＜税法の特例＞

結婚20年以上の夫婦は、自宅を夫から妻へ2,000万円分生前贈与しても贈与税はかからない



妻の貢献度を評価した特典

※ ただし、民法上は、相続における遺産分割は、生前贈与も含めたすべての財産を対象に分割する。

しかもすべて「時価」ベース



「民法」と「税法」は、全く違う！！

結婚20年で2,000万円自宅の生前贈与されたことがなかったことで、遺産分割しなければならない。



自宅を相続すると老後資金(預金)が相続できない

<改正>

今回の改正で、自宅の生前贈与されたものは、
相続の遺産分割から除外されることになった

<モデルケース>

相続財産	自宅	4,000万円（贈与時 2,000万円）
	預金	4,000万円

改正前

夫から贈与でもらっても遺産の先渡しとみなされる

自宅を
売る場合も

被相続人



自宅は妻に生前贈与されていた

生前贈与分も相続財産とみなされる

遺産分割のため自宅を売却することも



自宅（4,000万円）

預貯金（4,000万円）



妻



長男



長女

法定相続分 1/2
4,000万円

法定相続分 1/4
2,000万円

法定相続分 1/4
2,000万円

改正後

生前贈与された自宅は相続財産に含まれない

被相続人



自宅は妻に生前贈与されていた

自宅は相続の対象外

遺産分割は自宅以外を分ける



自宅（4,000万円）

預貯金（4,000万円）



妻



長男



長女

法定相続分 1/2
2,000万円

法定相続分 1/4
1,000万円

法定相続分 1/4
1,000万円



自宅
4,000万円

《3》 遺言書の作成が容易に 2019.1.13 施行

自筆遺言の財産目録がパソコンで作れるようになった



今まではすべて「自筆」が要件だった

自筆遺言書の作成方法

	改正前	改正後
作成者	本人	本人
作成方法	全文を自筆で書く。	全文を自筆で書く。 ただし財産目録はワープロやパソコンでの作成が可能に。
添付できるもの	なし	不動産登記事項証明書、通帳のコピーの添付も可。
署名・押印	氏名の下に押印。 日付は何年何月何日まで入れる。	氏名の下に押印。財産目録は各頁に押印。 日付は何年何月何日まで入れる。不動産登記事項証明書、通帳のコピーには署名、押印が必要。

従来は「**自筆**」が原則だったが、
財産目録に限って、パソコン、ワープロ等で
作成ができるようになり、訂正、追加等が
容易になった



「遺言」のハードルが低くなった！！

不動産登記事項証明書や
通帳のコピーの添付も可能に

<デメリット>

自筆遺言書が多くなり、トラブルが増える可能性大
「公正証書遺言」がベスト

《4》 長男の嫁も財産取得できる 2019.7.1 施行

従来の日本の家族は大家族主義 家長制度



両親の老後の介護は、長男の嫁が行ってきた



義父、義母の相続が発生しても相続分はナシ！！



報われない「長男の嫁」

＜今回の民法改正＞



長男の嫁の介護等の「特別の寄与」(貢献度)が一定要件で認められるようになった

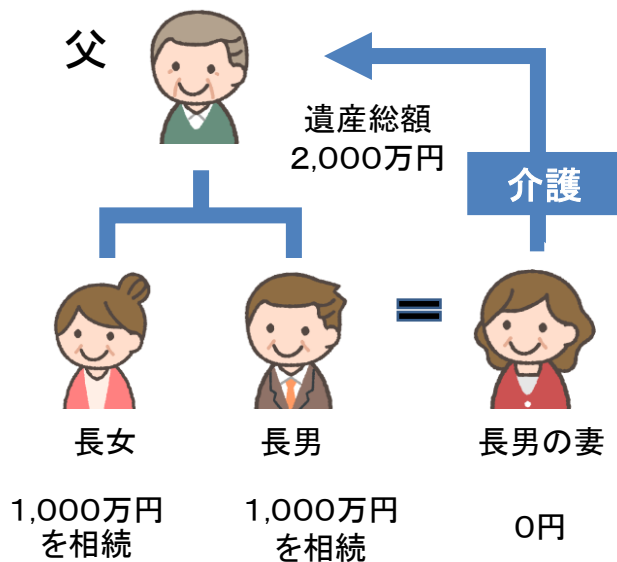
＜要件＞

- ① 被相続人が要介護2以上
- ② 1年以上介護に携わる



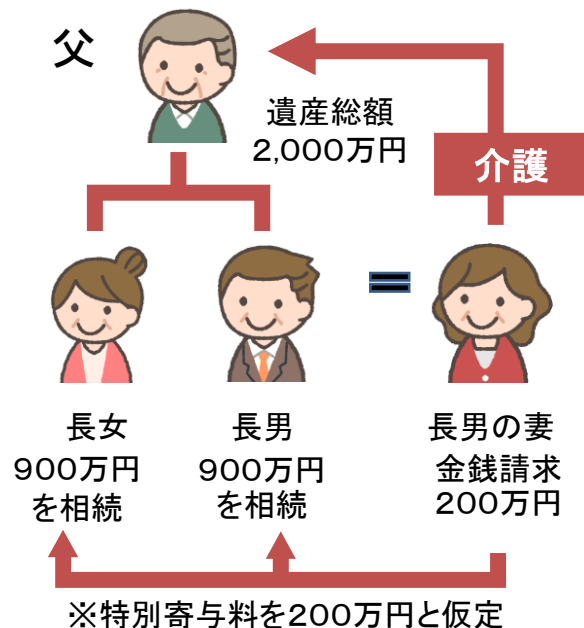
改正前

義父母の介護をしても相続財産はもらえない



改正後

相続開始後に相続人に対して金銭の請求ができる



※ 法定相続分は変わらない

相続人に「特別の寄与」を金銭請求できる

「介護ノート」等が必要

ただし、話し合いは「穏便」に！！



《5》 相続発生時、預金が引き出せる 2019.7.1 施行

相続発生時に預貯金は凍結される



相続前後の引き出しは「なりすまし」

他の相続人とのトラブルも



葬儀費用や医療費を子供が立て替える

誰が負担するかでもめることも

<今回の改正>

$$\text{預貯金金額} \times \frac{1}{3} \times \text{相続人の法定相続分}$$

1つの金融機関からの払い戻し限度額
「150万円」

※ 生前から、**複数の金融機関**に
預貯金を分散させると、払い戻し限度額が
増える！！

《6》 自筆遺言は法務局で保管してくれる 2020.7.10 施行

自筆遺言は従来自宅で管理するしかできなかった

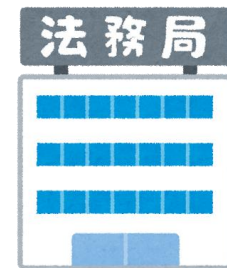


改ざん、紛失、保管場所の不明等のデメリットがあった。

＜今回の改正＞

法務局（登記所）で、自筆証書遺言を保管してくれる

法務局の「遺言書保管官」に保管を申請



原本保管、画像データ化

＜相続発生＞

相続人が

① 遺言書情報証明書の交付
② 遺言書の閲覧

の申請ができる

<メリット>

- ① 遺言の作成、保管がし易くなる
- ② 法務局に預けるので、相続後の相続登記が普及する



現在は未登記物件が社会問題

- ③ 相続手続きの円滑化で、「空き家」問題の解消化



※ ただし、内容形式のチェック、公証人がヒアリング
して作成してくれる作成の容易さの観点から、
「公正証書遺言」が基本では！！



< PART II > 事業承継税制

《1》 事業承継税制の概要

中小企業 全国357万社(2016年) 2025年 70歳超経営者 245万社
319万社(2025年) 後継者不在 廃業 (うち)127万社

650万人の雇用
約22兆円のGDP喪失

2009年に「非上場株式等についての
贈与税、相続税の納税猶予制度」が創設



「一般措置」と呼ばれる

要件が細かすぎて、リスクもあって普及していない



2018年に、大幅に要件を緩和して、使い易い制度になった



「特例措置」という

＜一般措置と特例措置の相違点＞

	一般措置 (従来からの措置)	特例措置
①対象株式	発行済議決権株式総数の 3分の2	全株
②相続時の猶予対象評価額	80%	100%
③雇用確保要件	5年平均80%維持	事実上撤廃
④贈与者等	複数株主 (改正前は先代経営者のみ)	複数株主
⑤後継者	後継経営者1人のみ	後継経営者3名まで (最低10%以上)
⑥相続時精算課税の適用	推定相続人等後継者のみ	推定相続人等以外も適用可
⑦事業の継続が困難な事由 が生じた場合の減免	なし	あり
⑧特例承継計画提出期間	－	2018年4月1日から5年間
⑨特例承継計画の提出	不要	要
⑩適用期限	なし	2018年1月1日から 2027年12月31日

《2》 特例承継計画

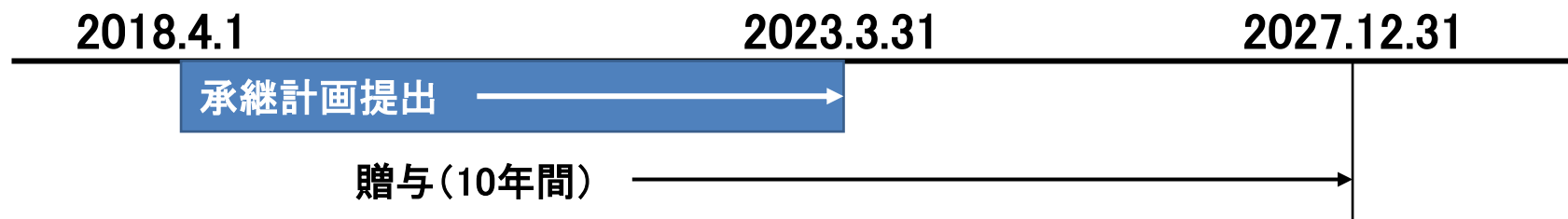
<1> 特例承継計画の提出期限

事業承継税制の特例措置を受けるためには「認定支援機関」の指導および助言を受けて作成した「特例承継計画」を2018年4月1日から、2023年3月31日までに都道府県知事に提出しなければならない

<2> 特例措置の贈与期間は10年

2027年12月31日までの10年間にその株式を贈与しなければならない

特例適用中に、先代社長が亡くなった場合、贈与時の評価額でその株式を相続し、相続税の納税猶予を受ける



<3> 雇用確保要件の実質的撤廃

<一般措置(従来)>

事業承継後、5年間従業員80%以下になった場合



猶予取消

<特例措置>

「認定支援機関」の指導助言を要件に猶予取り消しにならない



実質上の撤廃

《3》 精算課税制度の適用の特例

基本的に納税猶予



事業廃止や株式売却等で、
贈与税を納付しなければならない



「精算課税制度」は2,500万円まで無税なので有利

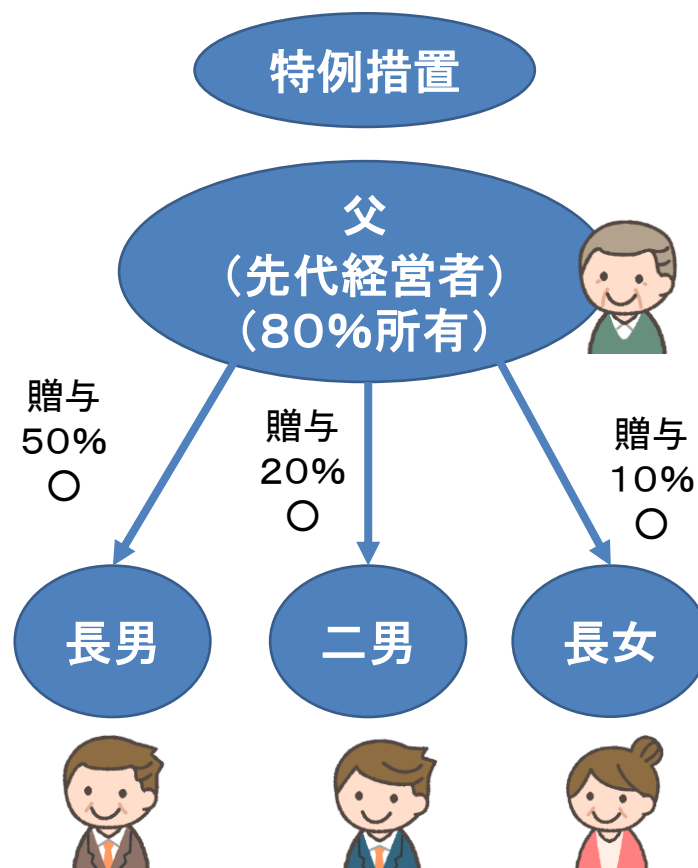
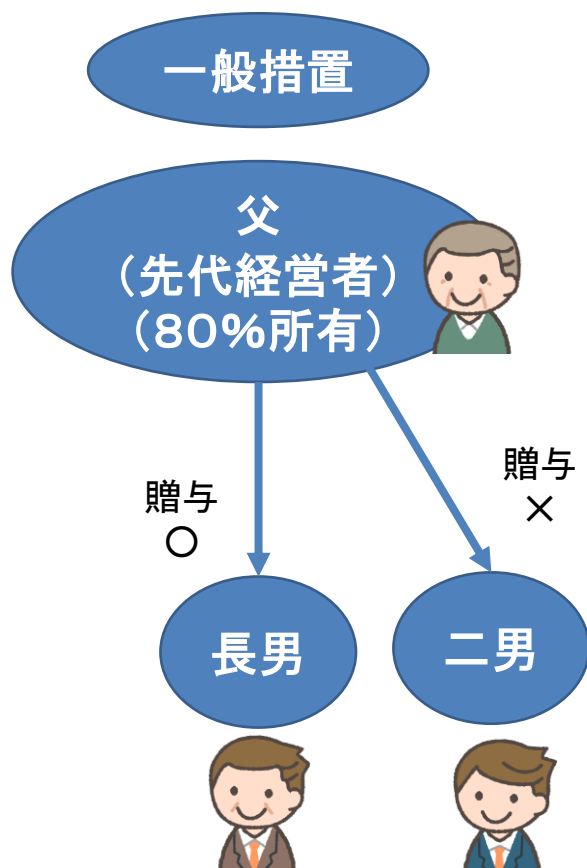
原則は、60歳以上の父母、祖父母から
20歳以上の子又は孫（推定相続人）のみ

<暦年贈与と精算課税制度との比較>

	暦年課税	相続時精算課税
税金	$(\text{金額} - 110\text{万円}) \times \text{累進課税} = \text{税額}$	$(\text{金額} - 2,500\text{万円}) \times 20\% = \text{税額}$
納付	年度別	相続時精算
受贈与者	不問	親(祖父母)(60歳以上) →子(孫)(20歳以上)
受贈金額の 持ち戻し	切り放し ※相続開始前3年以内は加算	相続時持ち戻し
節税	○	—
大型	年数、多数であれば可能	○
その他	誰でもOK	紛争防止 生前相続する

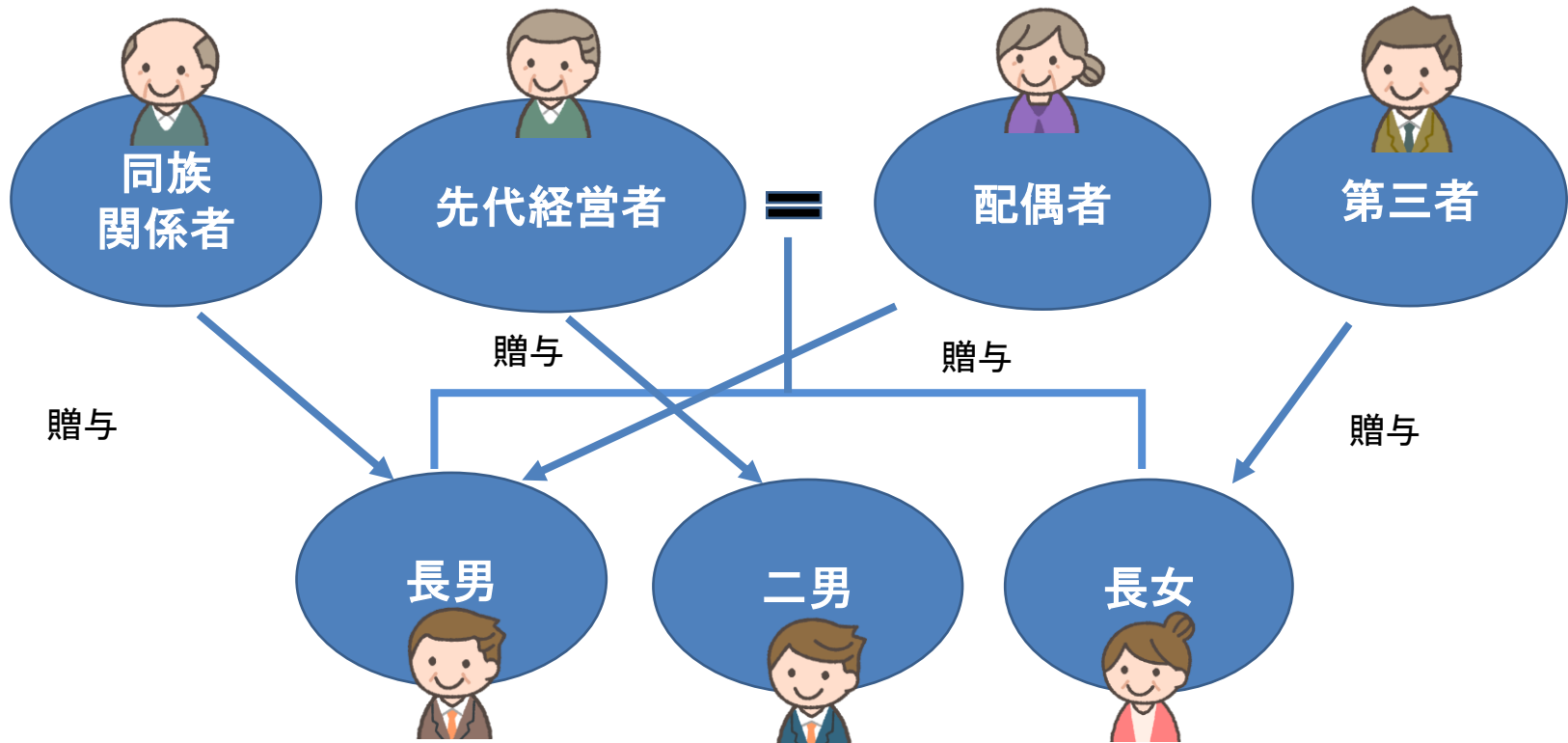
「事業承継税制」では**例外的に**、推定相続人以外の
「第三者」であっても、20歳以上であれば、
「精算課税制度」が使えるようになった

《4》 贈与される後継経営者は3名まで拡大



特例措置

贈与者は先代経営者に限定せず、誰でも可



複数の後継者(3名まで)が対象とされる(10年間の措置)。

条件① 代表権を有している者に限る。

条件② 複数人で承継する場合は、それぞれ議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位以上。

《5》 個人版事業承継税制とは

少子高齢化

70歳を超える個人事業主 2025年までに約150万人

廃業への対策が必要

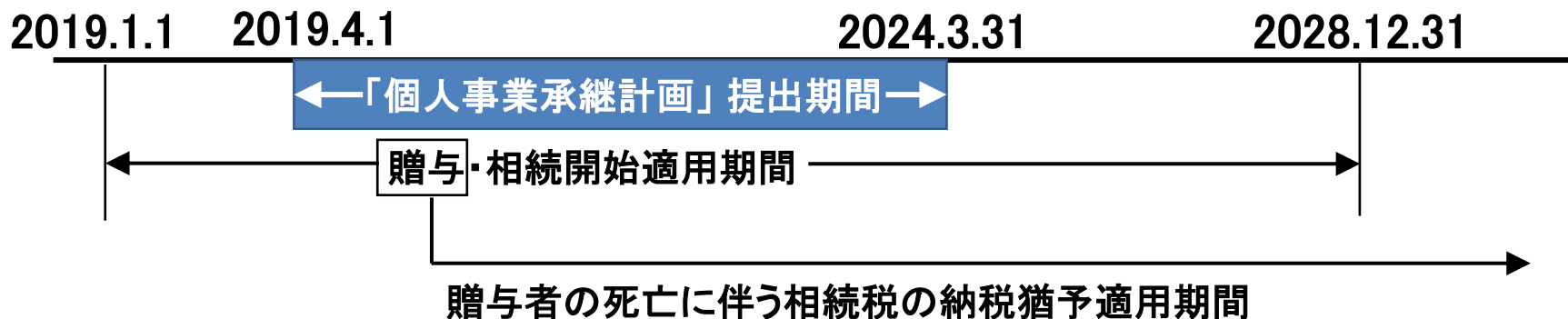


10年間限定で、事業用資産の承継に係る「贈与税・相続税」を100%
納税猶予する「個人版事業承継税制」が創設

＜対象＞

土地だけでなく、建物、事業用償却資産、特許権(特定事業用資産)全ての
課税価格100%

ただし、事業用宅地 400m²
建物の床面積 800m² まで



原則として2019年4月1日から2024年3月31日までに認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて策定した「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出しなければならない。

<2028年12月31日までに贈与>

2024年3月31日までに「個人事業承継計画」を提出した場合には、個人版事業承継税制の適用の権利を手に入れたことになるが、**2028年12月31日までに特定事業用資産を後継者に贈与しなければならない。**

<2028年12月31日までに死亡した場合>

2024年3月31日(提出期限)までに、「個人事業承継計画」を提出していれば、**贈与前に死亡しても、個人版事業承継税制の「相続税の納税猶予」の適用が受けられる。**

<小規模宅地等の特例は適用不可>

個人版事業承継税制の相続税の納税猶予・免除制度の適用を受けると、特例事業相続人等はもちろん他の相続人等も、相続税の「**特定事業用宅地等**」の特例は適用することができない。

「特定居住用宅地等」の適用については制限がないので、完全併用することが可能

< PART Ⅲ > 小規模宅地の特例

《1》小規模宅地の概要

相続財産が自宅と預金だけの場合
また、事業用の土地が、財産の大部分の場合



相続税の支払いのために、
自宅の土地、事業用の土地を売却



生活の拠点を失う
生活が維持できなくなる



国民生活の大問題

「居住用の土地」と「事業用の土地」の一定面積(最大400m²)を
大幅(最大80%)に評価減する特例制度

この制度は、昭和58年(1983年)に創設され、36年以上の歴史がある

最初は、親が所有している居住用と事業用の土地であれば、
一定面積減額されていた



現在は、大きな制約があるが、
最大80%の減額が可能！！

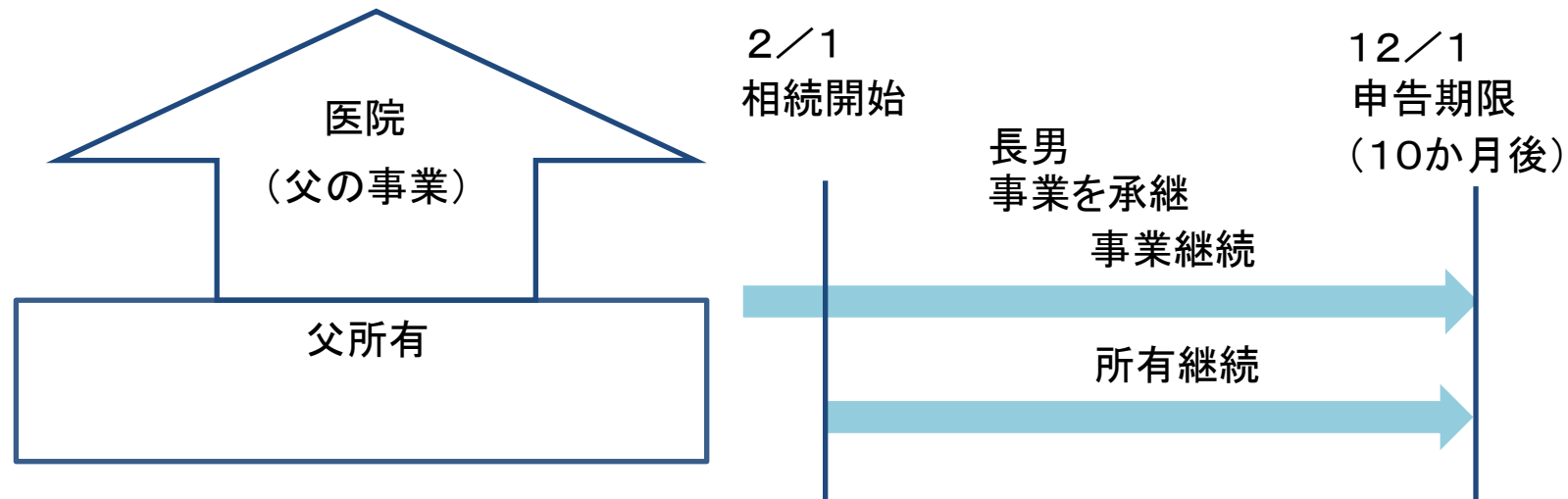
<利用形態別面積と減額割合>

宅地等		上限面積	軽減割合
事業用	事業用宅地	400m ²	▲80%
	貸付事業用	200m ²	▲50%
居住用	居住用宅地	330m ² (改正前240m ²)	▲80%

《2》小規模宅地等の種類

＜1＞特定事業用宅地(400㎡まで80%減額)

父(被相続人)の事業を、相続人(長男)が事業承継



＜ 要件 ＞

- ① 父の事業を相続人(長男)が承継する(医院を継ぐ)
- ② 申告期限まで売却をしない
- ③ 申告期限まで、父の事業(医院)をやめない(事業継続)
- ④ 商売替えをしない 医院→歯科医院 はダメ

< ポイント >

- ① 不動産貸付業は該当せず
- ② 不労所得はダメ

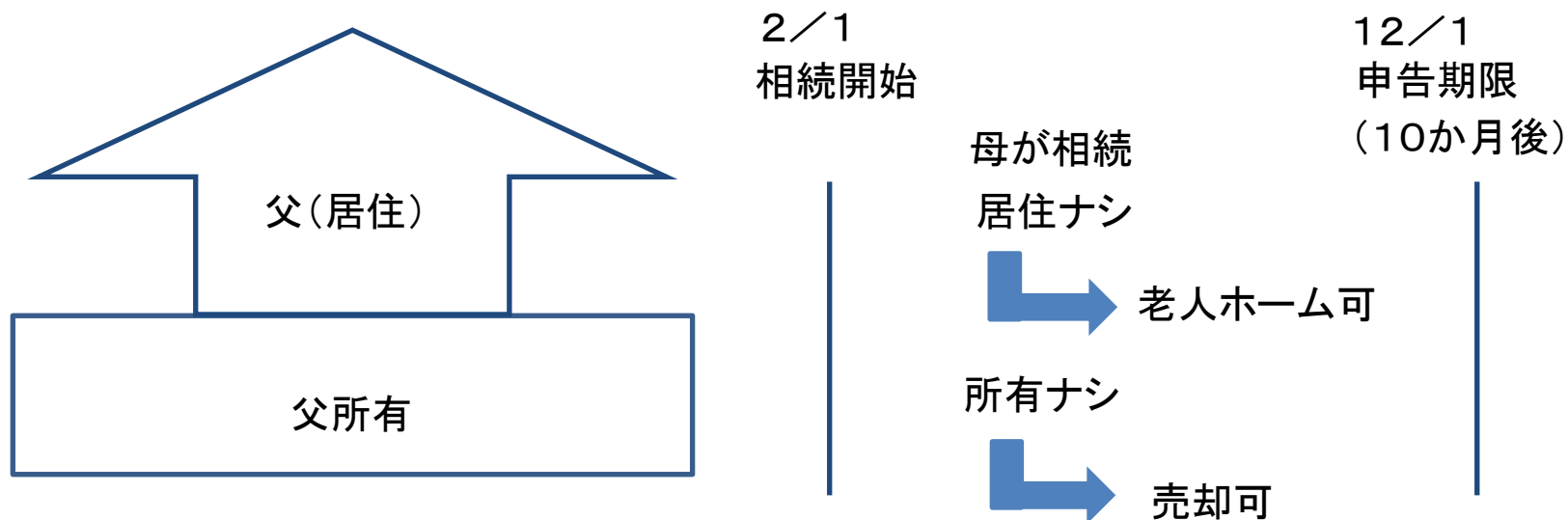
< 改正点 >

特定事業用宅地の適用対象を次のように見直す

- ① 相続開始前3年以内に事業の用に使用した宅地を除外
- ② ただし、その宅地の上で事業に使っている減価償却資産（建物等）の価額がその宅地の相続時の価額の15%以上であれば、特例を適用する

<2> 特定居住用宅地 (330㎡まで80%減額)

配偶者が相続



妻が相続した場合は
「全て80%減」

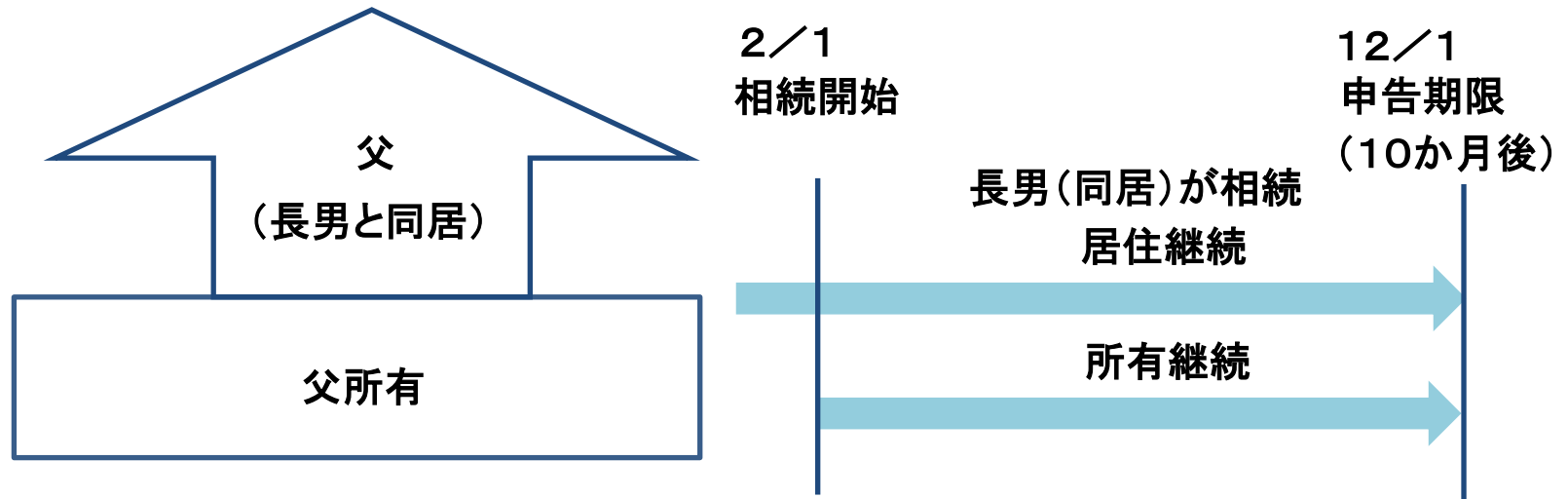
例えば1億円→2,000万円



「配偶者スペシャル」

<3> 子供が同居の場合

同居親族が相続



< 要件 >

- ① 相続前から父と同居する
- ② 相続後10か月は住み続ける事
- ③ 申告期限(10か月)までは、売却しないで所有する

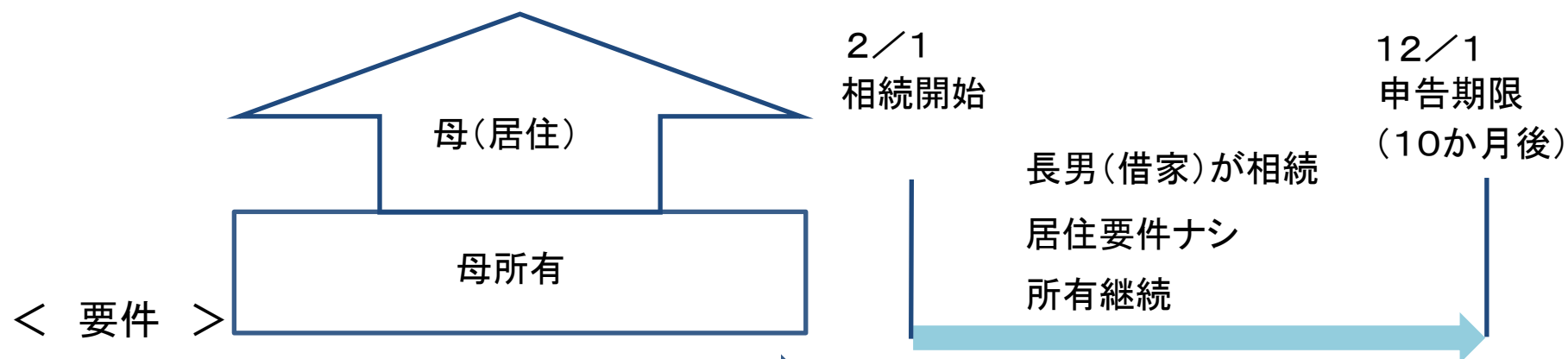
< ポイント >

- ① 同居の長男以外の相続人(次男)は減額できない(1億円で評価)
- ② 介護の為に、長女が長期間(半年位)居住していても同居にならない

《3》 別居親族の特例(家なき子)

＜1＞ 子供が別居の場合

別居親族が相続



- ① 配偶者及び同居の親族がない事 → 親が一人暮らし
- ② 相続した相続人(長男)が3年間自分の持ち家を所有していない事

3年間借家にいる事

- ③ 長男の妻名義の自宅もダメ
- ④ 申告期限までは、売却しないで所有する

＜ ポイント ＞

長男(サラリーマン)が、定年後は実家に戻る事を想定

<2> 3年以内 家なき子の改正点

30年改正点

< 除外要件 >

次の2つの要件は「家なき子」から除外

- (1) 相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族又はその者と特別な関係のある法人が有する国内に所在する家屋に居住したことがある者
- (2) 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

自己所有の自宅を親族や関連会社に売却して、従来と同じ自宅に住み続け、この特例を悪用することが多くみられた



今回の改正

《4》 老人ホーム入居の取扱い

自宅から老人ホームへ入居した場合の「小規模宅地の特例」の取扱いの原則

自宅とは、生活の本拠をいうので、基本は、老人ホームが自宅住所



自宅敷地が、減額されない



市民感情を考慮して、一定要件で住んでいない自宅敷地を
「小規模宅地の特例」の対象として減額の対象とした。

本人としては、老人ホームは居所だが、「**自宅**」ではない

<要件>

- ① 要介護、要支援の認定を受けること
- ② 「老人福祉法等」に規定する老人ホームに入居したこと
- ③ 自宅を老人ホーム入所後に貸付けていないこと
- ④ 入所後に、同居要件を満たしていない親族が、居住していないこと

< PART IV > 認知症対策

《1》 認知症対策は大問題！！

長寿社会、医療の進歩、
平均寿命の伸び、団塊の世代の高齢化



認知症の急増

2012年	462万人
2025年	700万人
2035年	830万人

これらの人々の金融資産が**215兆円**になり、
凍結されると大問題

認知症対策は、喫緊の社会問題
必ず両親が認知症になるリスクがある！！

親が認知症になったら

- <1> 親名義の口座が「凍結」されると
親の預金が老後資金として使えなくなる
- <2> 自宅を売って、老人ホームに入ることができなくなる
- <3> 経営している会社の運営（議決申告等）
ができなくなる
- <4> 事業承継ができなくなる
- <5> 認知症の親が相続人になると「遺産分割協議書」に
署名できない
- <6> 保険金受取人の署名ができない

※本人の契約能力がない
預金の出し入れや契約行為ができない

カードで子供が預金を下ろすと「なりすまし」になる
他の相続人から訴えられる



子供が老後資金を立て替える！！



大問題



《2》 認知症対策の種類

認知症対策の種類

- (1) 成年後見人制度
 - (a) 任意後見人
 - (b) 法定後見人
- (2) 家族信託
- (3) 任意代理
- (4) 遺言

《ポイント》

認知症になる前になるべく早く！！

信頼できる「子供」(親族) に任せたい

《3》 成年後見人制度とは

<1> 成年後見人制度とは

2000年施行

以前は「禁治産者制度」

戸籍の記載・官報公告等、社会生活に著しく支障があった



成年後見人制度（認知症になった後に選択できる唯一の方法）

利用しやすい制度に変更

「判子を代わりに押す人」

「法定後見人」
「任意後見人」 } の2種類

「成年後見人」の義務

- ① 財産管理
- ② 身上監護

「身上監護」

医療、入院、リハビリ、介護施設入居
契約・手続

<2> 法定後見人

認知症になって凍結された財産を動かそうとすると「法定後見人」をつけるしか方法がない

法定後見は認知症の程度により「成年後見」「保佐」「補助」に分かれる

認知症になった後に選択できる唯一の方法



家庭裁判所に申請し、後見人を決定する



弁護士・司法書士を指名 [報酬が発生
月2～6万円]



金銭があるので売却できない



被後見人の財産が減少するという理由で裁判所に却下される



老人ホームに入居のために自宅を売却することはできない

「本人(被後見人)の財産を守る」ことが目的

「家族の幸せと共に本人の幸せがある」

という発想はまったくない！！

《4》 任意後見人制度

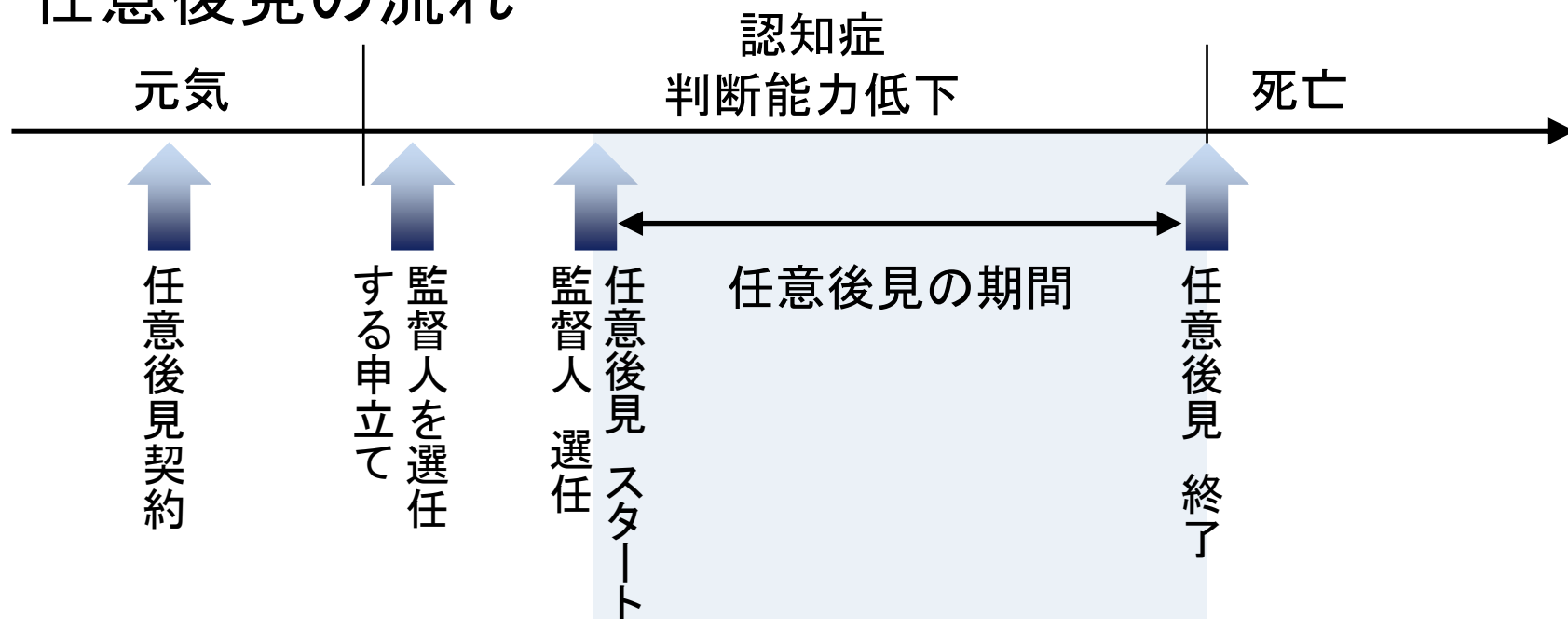
任意後見人制度

認知症になる前に自ら後見人を選べる制度（法定後見より優先）

↓
「子供」を後見人にできる！！

↓
「任意後見契約」を公正証書にする

任意後見の流れ



<親が元気な時>

親が認知症になる前の元気なうちに
「任意代理契約」と「任意後見契約」をセットで締結



公証役場で行う

〔 金融機関の手続
不動産の売却 〕 → 親が立ち会う

<認知症になりそうな場合>

身上監護は、子供ができる

裁判所に申し立て



「後見監督人」選出（資産チェック）
報酬発生（月 1～2万円）

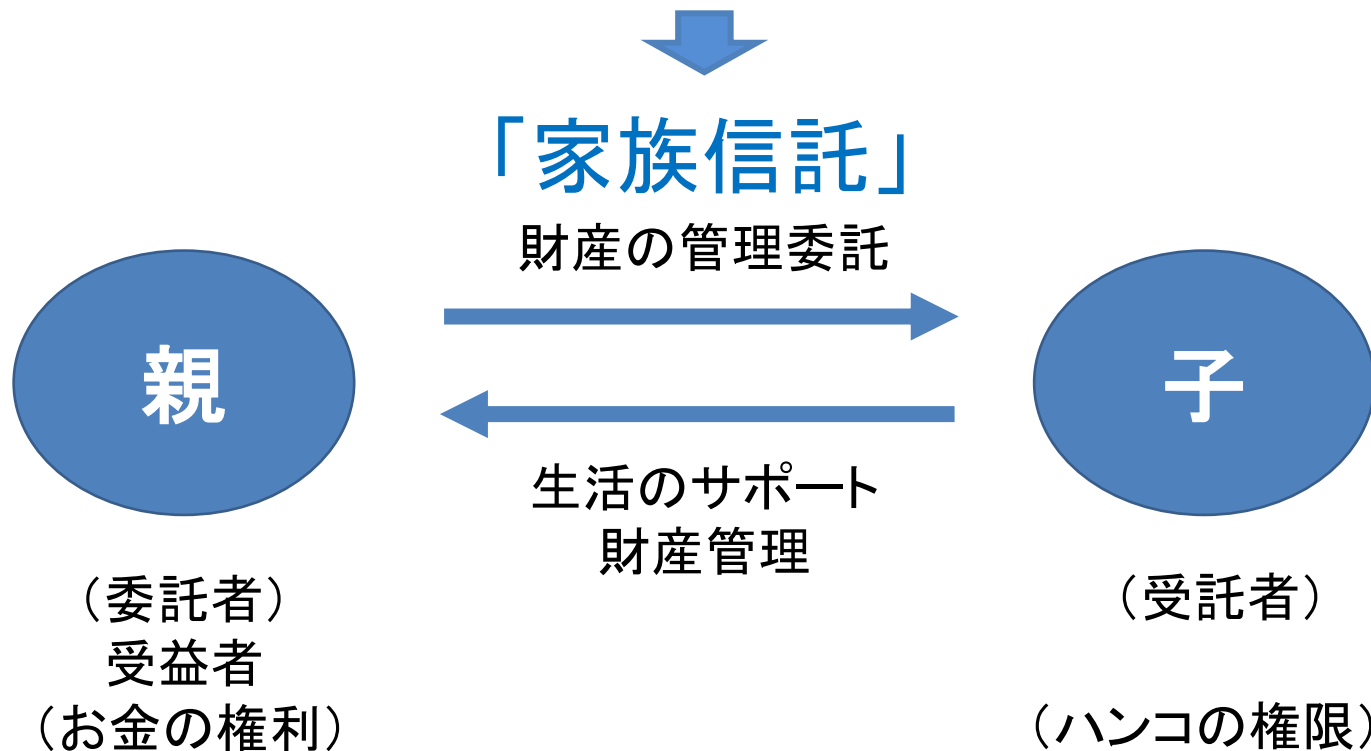
遺産分割協議書
保険受取人 〕 の署名ができる

財産が自由にならない
財産の「半凍結」

《5》 家族信託

＜家族信託の活用＞

親が判断能力がある時に、子供に不動産や預金の契約行為を全面委任する



親の持っている所有権を「お金の権利」と「ハンコの権限」を分離して、
信頼できる子供(親族)に「ハンコの権限」(決済権)を任せる制度

<家族信託でできる事>

- (1) 不動産の売却、贈与、担保、賃貸借契約
- (2) 信託口座の預金の出し入れ
- (3) 有価証券の売買
- (4) 自社株の信託(会社の経営が可能)

「老後資金 2,000万円の時代」



せっかく貯めた老後資金が
認知症になると使えなくなる



子供達も面倒みられない



元気なうちに「家族信託」

毎年費用がかからない



<デメリット>

「信託財産」と「その他の財産」の損益通算できない！！

《6》 認知症の程度による対策タイムスケジュール

キーワードは 「子供に迷惑はかけたくない」
「私は認知症にならない」

＜元気＞

＜1＞ 任意後見契約

子供を後見人にする

＜2＞ 家族信託

「子供」を委託者（任せる人）

自宅、不動産、預金、自社株

＜3＞ 遺言

遺産分割の指示

＜認知＞

【準備あり】

＜1＞ 「任意後見」

家庭裁判所に申立て
「後見監督人」が付く

【準備なし】

＜1＞ 「法定後見人」

認知症になってできる
唯一の方法

毎月費用(1~2万円)が発生

任意後見人の「子供」が
「身上監護」ができる

遺産分割協議書署名
保険金受取人の署名
ができる

自宅の売却は困難

<2> 家族信託

自宅を売却して老人ホーム
に入ることができる

預金のおし入れが自由
会社の経営が可能

家庭裁判所へ申立て



弁護士・司法書士を選任



財産の処分は家裁の判断

預金があれば自宅の売却は
困難

毎月費用(2万~6万)が
かかる

一生やめられない

<死亡>

遺言

家族に対するラブレター
分割を指示してあげる



円満相続

《9》 最良の認知症対策は

法定後見人

事後対策

認知症になってできる唯一の方法

知らない弁護士・司法書士が選任

費用がかかる

家族(子供)の希望が通り難い

一生やめられない

◎ 任意後見

事前対策可能

役所等の手続き(身上監護)

親族(子供)ができる 使い易い

費用は最小限

遺産分割協議書、保険金受取人の署名等の

契約行為が家族(子供)でできる

<家族信託>

特定財産(自宅不動産)の契約、処分、手続きができる
預金の管理ができる
経営者は「自社株信託」
会社の経営が継続できる

結論

認知症になる前に
「任意後見契約」と「家族信託」をセットで！！
円満相続のために「遺言」も忘れずに！！